

2022年3月10日

<学長メッセージ>

2022年度の留学を準備している皆さんへ

学長 田中 悟

本学学生の海外渡航については、2021年6月より、外務省の海外安全情報において、新型コロナウイルス感染症のみを理由とした「危険情報レベル2以上」が発出されている国・地域への「1学期間以上の留学」に限り容認してきましたが、2022年4月より、現在設けている留学期間（1学期間（約3ヵ月）以上の長期留学）の制限を撤廃し、期間の長短に関わらず、本学が指定する条件を満たす大学・大学附属の語学コース・語学学校への留学であれば、学生からの申請に基づき海外渡航を容認することとします。

主な条件：

1. 学生及び保証人が本学の定める要件に合意し、渡航を強く希望していること
2. 渡航先国が日本人・日本居住者の入国を許可しており、留学に必要な査証が発給されること
3. 渡航先国の医療体制が十分に整っており、医療機関に受診が可能であること
4. 学生及び保証人が渡航先国の新型コロナウイルス感染症に対する政策（ワクチン接種の要・不要等）を理解し、必要な準備を行うこと
5. 留学先大学において新型コロナウイルス感染症への十分な対応策が用意されており、その指示に従うこと
6. 学生及び保証人が渡航先国へ渡航した場合のリスクをよく理解し、渡航により生じるすべてのリスクを学生及び保証人の責任において処理すること
7. 渡航期間を通じて新型コロナウイルス感染症を補償対象とする海外旅行保険、派遣留学にあっては危機管理サービスにも加入すること

※その他条件は、「新型コロナウイルス感染症を理由とする渡航制限区域への海外留学に際する誓約書（海外派遣留学・休学留学共通）」に記載しています。留学時に全員提出が必要です。